



公益財団法人

さいたま市産業創造財団

生産性革命支援事業のご案内

(事業再構築補助金の上乗せ補助)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中でも、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する市内中小企業事業者に対し、国において実施する**事業再構築補助金**の補助費用の上乗せ補助を実施し、生産性向上を支援します。

- 本補助金については課税対象となる場合があります。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。
- 虚偽の申請、虚偽の報告その他の不正の行為により補助金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消す場合があります。既に市の補助金が交付されているときは返還請求をします。

令和4年度事業再構築補助金効果向上補助金（1次公募）

概要

国において実施する「**事業再構築補助金**」の**事業実績報告を行い、交付確定を受けた**市内中小企業者に対し、自己負担額の一部を補助します。

補助額等

交付申請期間	令和4年7月1日~令和4年8月12日（必着）
補助上限額	①通常枠／緊急事態宣言特別枠 最低賃金枠／回復・再生応援枠 200万円 ②卒業枠／グローバルV字回復枠 大規模賃金引上枠／グリーン成長枠 500万円
補助率	自己負担額の1/2以下 (国の補助対象経費 - 国の補助額) × 補助率 (1/2)
補助見込件数	①、②合計50件程度（審査による採択）
補助対象経費	国で定める各補助金の補助対象経費に準じる ※年度内（令和5年3月31日まで）に二次公募も実施予定です

要件

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 令和4年4月1日時点及び当該補助金申請日時点で、ア、イいずれかに該当すること
ア) さいたま市内に本店等を有する法人
イ) さいたま市内に住民登録があり、かつ市内に事業所等を有している個人
- (2) 「事業再構築補助金」の採択を受け、令和4年8月12日までの**補助金確定通知書を受けているもの**（補助金確定通知書未着の場合には、「必要書類」欄の(3)を参照のこと。）
- (3) 法人市民税（法人）、個人市民税（個人）を滞納していないこと
- (4) 過去に同一事業で事業再構築補助金効果向上補助金の交付を受けていないこと

必要書類

- (1) さいたま市事業再構築補助金効果向上交付申請書（様式第1号）
- (2) 国に申請した事業計画書の写し
- (3) 国の補助金確定通知書（申請期限までに国へ事業実績報告を提出し、補助金確定通知書が未着の場合には、「国の交付決定通知書」及び「事業実績報告書（補助対象経費等が記載のもの）」をもって代えることが可能。実績報告書を申請完了したことがわかる jGrants 画面のハードコピーも添付）
- (4) 振込先口座通帳の写し（金融機関名及び支店名、口座番号、カタカナの名義人がわかるもの）
- (5) 加点状況確認書（様式第2号）及び確認書類（下の審査項目の確認書類を参照）
- (6) (法人) ①履歴事項全部証明書、②法人市民税の納税証明書
(個人) ①住民票、②確定申告書や許認可証、パンフレットなど市内に事業所があることがわかる書類、③市民税納税証明書

※書類はすべて写し（PDF）での提出となります。

審査基準

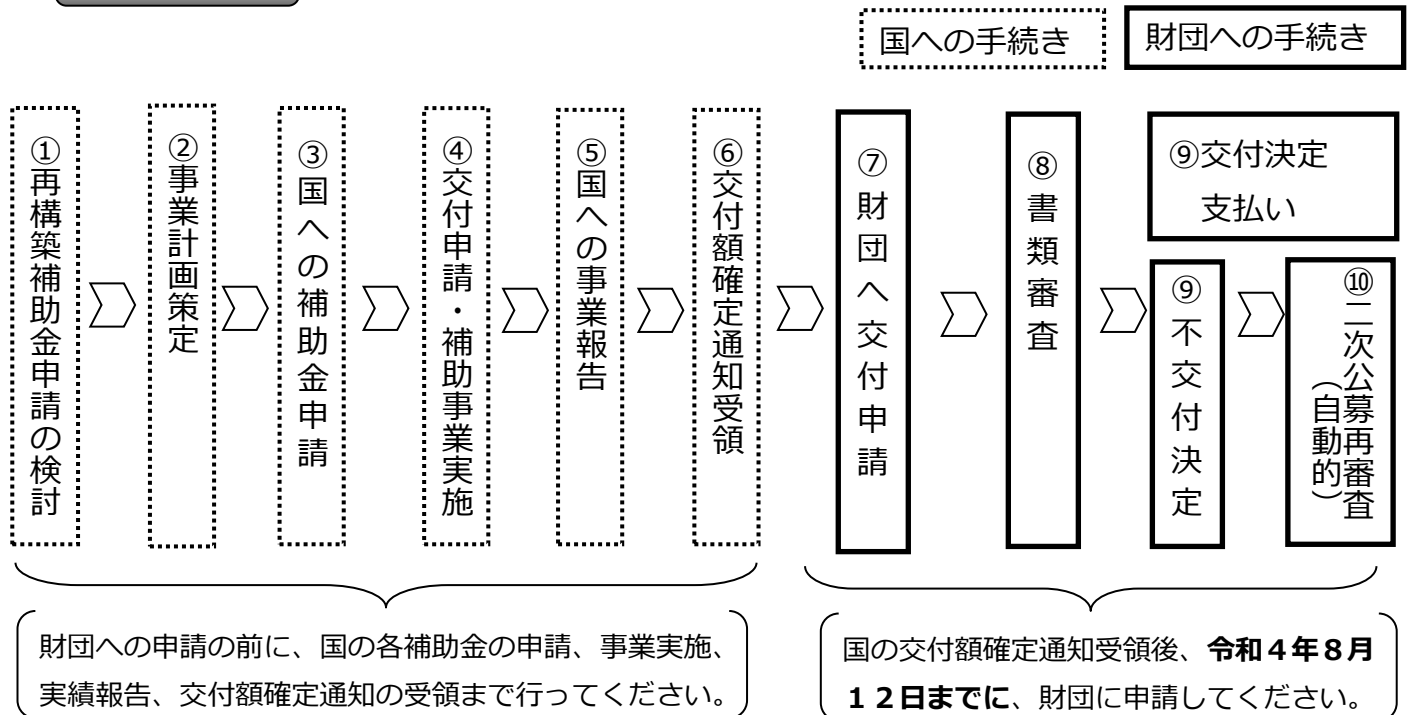
事業再構築補助金効果向上補助金		
項目／概要	確認書類	取扱
卒業枠／グローバルV字回復枠／大規模賃金引上枠／グリーン成長枠	採択枠がわかる書類 ※卒業枠・グローバルV字回復枠・大規模賃金引上枠・グリーン成長枠については、加点項目によらず優先採択します。 <u>その他加点書類は不要です。</u>	優先採択
生産性加点	事業計画書（付加価値額の伸び率がわかるところ）の写し等	加点項目
緊急事態宣言影響加点 （2021年1～3月のいずれかの月の売上高が前年又は前々年の同月比で30%以上減少）	確定申告書別表一の控え等（国公募要領の別添記載の資料） ※緊急事態宣言特別枠の場合には、国の交付額確定通知等でその区分がわかる場合には添付省略可能	加点項目
回復・再生応援枠加点	回復・再生応援枠で申請したことがわかる書類（jGrants ログイン画面のハードコピー等）	加点項目
最低賃金枠加点	最低賃金枠で事業再構築補助金に採択されたことがわかる書類（jGrants ログイン画面のハードコピー等）	加点項目
さいたま市リーディングエッジ認証企業加点	さいたま市リーディングエッジ企業認証書等（省略可） ※当該補助金申請日時時点で認証されていることが条件	加点項目
さいたま市SDGs認証企業加点	さいたま市SDGs企業認証書等（省略可） ※当該補助金申請日時時点で認証されていることが条件	加点項目
さいたま市産業創造財団の認定支援機関加点	財団が発行した認定経営革新等支援機関による確認書写し（省略可）	加点項目
事業計画検討加点 ※当財団の主催する下記セミナー・説明会・相談等の参加者 ■DX+デザイン思考研修 ■事業再構築補助金説明会 ■専門家の派遣や窓口相談	添付書類不要 （加点項目にチェックのみ）	加点項目

審査方法

※卒業枠／グローバルV字回復枠／大規模賃金引上枠／グリーン成長枠を優先採択します(他の加点項目の根拠書類については不要)。

※通常枠／緊急事態宣言特別枠／最低賃金枠／回復・再生応援枠については、加点項目に応じた審査を行い、点数の高いものから採択します。

手続きの流れ



- ①財団では、事業再構築補助金の制度がわからない、どのように事業再構築をしていいかわからない事業者に対し、事業再構築補助金の説明会や事業計画策定前のセミナー等、事業計画策定前の支援も実施します。財団HP等で随時公表していますので、ご確認ください。
- ②財団では、事業計画策定にあたって、窓口相談や専門家派遣（5回まで無料。1回3時間程度）を実施しています。詳しくは財団HP等をご確認ください。
- ⑦国の「交付額確定通知」受領後、前ページの必要書類を添付し、メールで申請します（令和4年8月12日期限）。
- ※国の交付額確定通知が申請期限までに到達しない場合には、「国の交付決定通知」及び「国への事業実績報告書」をもって、財団への交付申請を行うことが可能です。
- ⑧前ページの審査項目に基づき審査を行い、上位の者から採択します。
- ⑨交付決定・不交付決定通知をお送りします。交付決定の場合にはその後、補助額を支給します。
- ⑩一次公募で、予算上限に達したことを理由に不交付の決定を受けた場合、令和5年3月31日までの期間に実施する向上補助金二次公募に限り、申請書類の再提出なく自動的に交付申請者とみなし、改めて交付の可否決定を行います。

【問合せ・申請先】 (公財) さいたま市産業創造財団 事業企画課
 〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4階
 TEL: 048(851)6652 FAX: 048(851)6653
 申請・問合せメールアドレス: saikouchiku@sozo-saitama.or.jp
 様式等のダウンロード: 「さいたま市 生産性革命支援事業」で検索